

## 参 考 资 料

第1 平成29年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	18,620,515	16,651,073	▲ 1,969,442	
(項) 厚生労働本省共通費	2,391	2,391	0	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,391	2,391	0	
(項) 遺族及留守家族等援護費	14,134,956	12,244,864	▲ 1,890,092	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	14,134,956	12,244,864	▲ 1,890,092	
援護審査会経費	1,046	1,046	0	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	12,359,381	10,531,214	▲ 1,828,167	援護年金の支給 12,264百万円 → 10,436百万円
戦傷病者特別援護経費	339,420	309,915	▲ 29,505	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 180百万円 → 176百万円 2 医療費の支給 120百万円 → 98百万円
未帰還者留守家族等援護経費	19,524	19,523	▲ 1	3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円 葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	488	488	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	950,419	629,279	▲ 321,140	
昭和館等に係る経費(一部推進枠)	464,678	753,399	288,721	1 昭和館運営費 454百万円 → 454百万円 2 昭和館の防災機能強化に係る経費 0→289百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,941,353	3,053,171	111,818	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	2,941,353	3,053,171	111,818	
戦没者遺骨処理等諸費	2,458,844	2,583,075	124,231	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰クラスノヤルスク地方 ⑱アムール州 ⑲カザフスタン共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③インドネシア ④トラック諸島 ⑤マーシャル・ギルバート諸島 ⑥中国 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク地方 ⑨沿海地方 ⑩クラスノヤルスク地方 ⑪イルクーツク州) 3 政府建立慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	482,509	470,096	▲ 12,413	1 全国戦没者追悼式挙行経費 150百万円 → 151百万円 2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円 3 海外・国内民間慰霊碑の管理 28百万円 → 26百万円

事 項	平成28年度	平成29年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,257,727	1,096,311	▲ 161,416	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,257,727	1,096,311	▲ 161,416	
中国残留邦人等に対する生活支援	429,755	477,780	48,025	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納一時金経費 9百万円 → 56百万円 ・「支援・相談員」の配置 400百万円 → 402百万円
定着自立援護	450,504	437,772	▲ 12,732	
帰国受入援護	347,953	127,505	▲ 220,448	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 8人 → 2世帯 8人 ・一時帰国見込世帯人員 74世帯144人 → 63世帯 121人
身元調査等	29,515	29,349	▲ 166	・訪中調査対象孤児数 8人 → 8人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備(推進枠)	0	23,905	23,905	
(項) 恩給進達等実施費	284,088	254,336	▲ 29,752	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	284,088	254,336	▲ 29,752	
資料整備諸費	238,192	208,503	▲ 29,689	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,800	1,800	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,096	44,033	▲ 63	

社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	
(項)生活保護等対策費	9,198,161	9,465,488	267,327	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,198,161	9,465,488	267,327	
中国残留邦人生活支援給付金	9,004,180	9,257,466	253,286	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	193,981	208,022	14,041	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援				・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施
	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数		

事 項	平成28年度	平成29年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
援護関係合計	27,818,676	26,116,561	▲ 1,702,115	
社会・援護局(援護)計上分	18,620,515	16,651,073	▲ 1,969,442	
社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	

## (参考) 平成29年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,516,928	1,164,931	▲ 351,997	
(項) 遺族及留守家族等援護費	982,743	631,232	▲ 351,511	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	977,879	626,368	▲ 351,511	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,837	68,837	0	
(目細)留守家族等援護事務委託費	16,673	15,801	▲ 872	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 150千円 3 戦傷病者特別援護 15,534千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	892,369	541,730	▲ 350,639	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	38,274	40,456	2,182	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目)遺骨収集等委託費	18,979	21,161	2,182	沖縄県
(目)遺骨収集帰還等派遣費補助金	16,337	16,337	0	・国内民間建立慰霊碑の移設等 16,337千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	461,325	458,657	▲ 2,668	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	461,325	458,657	▲ 2,668	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	461,113	458,445	▲ 2,668	「支援・相談員」の配置 401,600千円
(項) 恩給進達等実施費	34,586	34,586	0	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	34,586	34,586	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,608	5,653	45	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	28,978	28,933	▲ 45	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 27,185千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,748千円

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	
(項) 生活保護等対策費	9,198,161	9,465,488	267,327	
(目)生活扶助費等負担金	4,377,724	4,328,091	▲ 49,633	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,183,743	4,120,069	▲ 63,674	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	193,981	208,022	14,041	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目)医療扶助費等負担金	4,637,552	4,904,567		
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,637,552	4,904,567		
(目)介護扶助費等負担金	182,885	232,830		
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	182,885	232,830		
(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,715,089	10,630,419	▲ 84,670	
社会・援護局(援護)計上分	1,516,928	1,164,931	▲ 351,997	
社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	

## 第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)	
7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし) 昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし) 昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示
5階	映像・音響室 当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。
4階	図書室 当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる
3階	会議室 特別企画展などを開催
2階	広場 憩いの場
1階	懐かしのニュースシアター 戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)	
平成29年3月11日～5月7日	高橋春人ポスター展(仮称)
平成29年7月22日～9月10日	昭和を生き抜いた女性たち(仮称)
平成30年3月10日～5月6日	フロリダ州立大学所蔵 オリバー・L・オースティン写真展(仮称)

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)	
平成29年10月21日～31日	もっと知りたい！戦中・戦後の暮らし(鹿児島県鹿児島市)
平成30年1月11日～26日	もっと知りたい！戦中・戦後の暮らし(高知県高知市)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開 館 時 間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a>
入 館 料	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円 (その他、無料・割引制度あり)

# 第3 しょうけい館について

## ●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。

(平成 18 年3月開設)

## ●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、春と夏に企画展を開催します。また高知県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成19年度から毎年開催)	
平成29年3月7日～5月7日	戦傷をのり越えて描いた日々 ～水木しげる・上田毅八郎の軌跡～
平成29年7月頃	戦傷病者を見守り支えた看護婦たち(仮称)
平成30年3月頃	テーマ未定

地方展(平成27年度から開催)	
平成30年1月頃	しょうけい館-戦傷病者史料館-高知展(仮称)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開 館 時 間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shokeikan.go.jp">http://www.shokeikan.go.jp</a>
入 館 料	無料

## 第4 中国残留邦人等の数

### 1 中国残留邦人の状況（平成29年1月31日現在）

#### (1) 孤児の肉親調査

孤児総数	2,818人
うち身元判明者	1,284人

#### (2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6,717人	（家族を含めた総数	20,897人）
うち孤児	2,556人	（	” 9,377人）
うち婦人等	4,161人	（	” 11,520人）

（注） 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,552世帯、婦人等4,161世帯、計6,713世帯である。

#### (3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5,992人	（家族を含めた総数	10,059人）
うち孤児	1,393人	（	” 2,731人）
うち婦人等	4,599人	（	” 7,328人）

### 2 樺太等残留邦人の状況（平成29年1月31日現在）

#### (1) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	108人	（家族を含めた総数	273人）
うち樺太	85人	（	” 218人）
うち旧ソ連本土	23人	（	” 55人）

（注） 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は103世帯である。

#### (2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	2,233人	（家族を含めた総数	3,234人）
うち樺太	1,969人	（	” 2,779人）
うち旧ソ連本土	264人	（	” 455人）

### 3 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数

平成29年1月31日現在

6,218人

### 4 支援給付受給者数 平成28年10月末現在（福祉行政報告例）

4,305世帯 6,423人

### 5 配偶者支援金受給者数

平成28年10月末現在

368人

# 第5 中国残留邦人等に対する支援策

中国帰国者支援・  
交流センター  
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、  
東海・北陸、近畿、  
中国・四国、九州)

- ＜帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)＞ 宿泊・通所研修(平成28年4月1日～)
- ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業
- ＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞ 通所研修
- ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業
- ＜永続的な支援(7センター共通)＞ 通所研修
- ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
- ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
- ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
- ・介護に係る環境整備事業

満額の老齢基礎  
年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び  
配偶者支援金  
の支給

＜支援給付＞

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
- ・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- ＜配偶者支援金＞
- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での多様な  
ネットワークを活用し、  
地域で安定して生活  
できる環境を構築

- ◎ 地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等
- ◎ 身近な地域での日本語教育支援
- ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎ 自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎ 中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

※国が委託する施設での支援

研修施設での支援

※自治体が支援給付及び配偶者  
支援金の支給事務を実施

生活支援

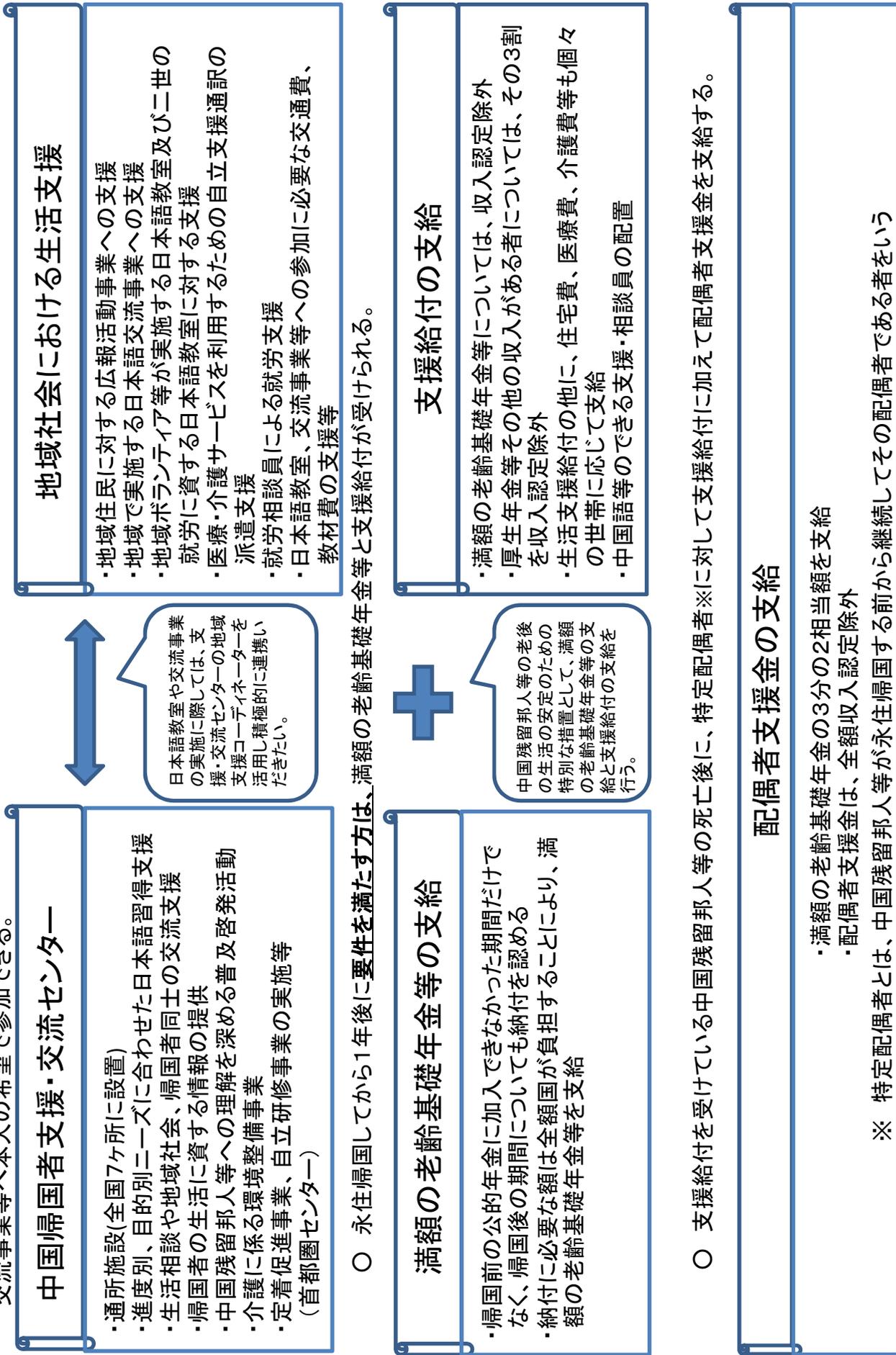
※自治体が地域の事情  
に応じて実施

地域での支援

## (参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



(参考2)

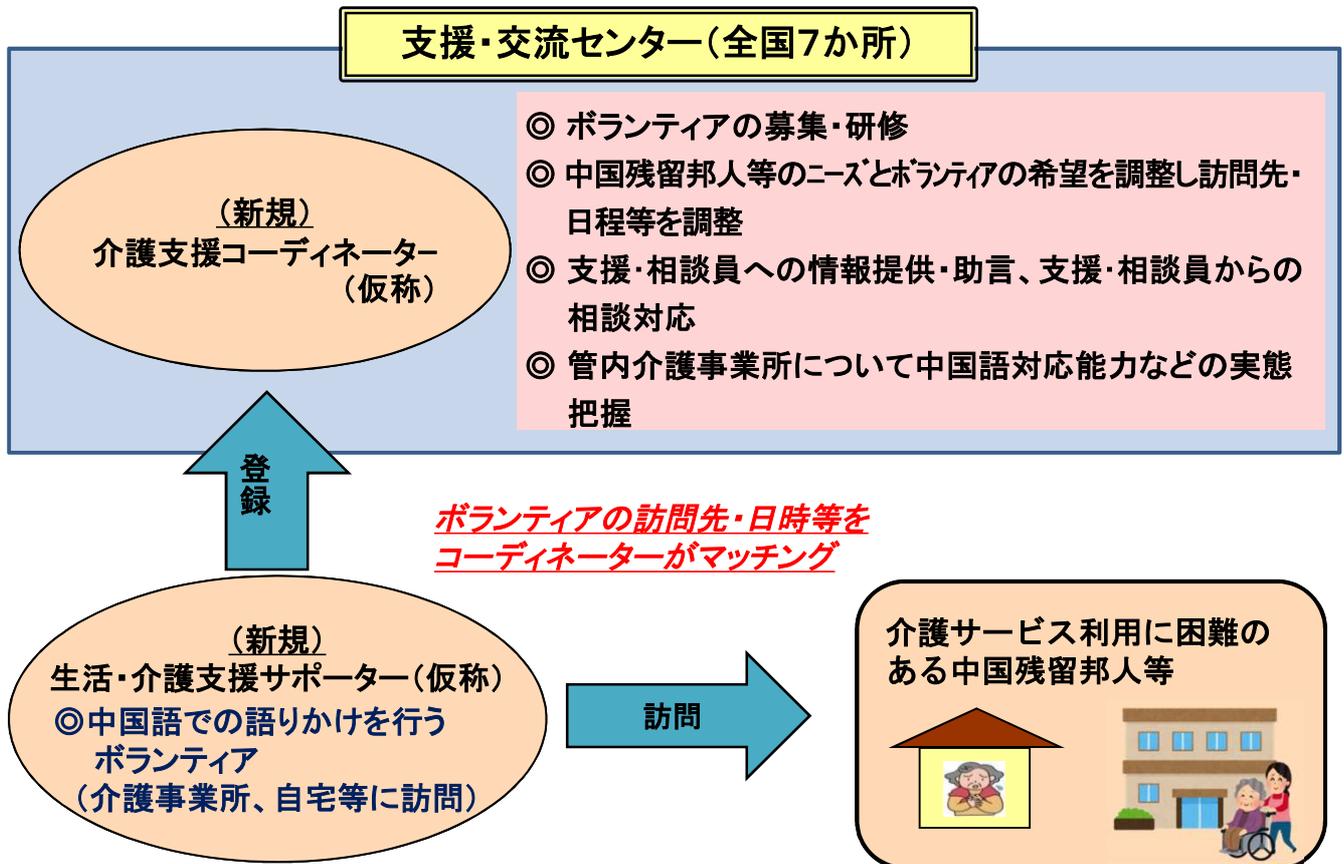
**中国残留邦人等の介護に係る環境整備** (事業イメージ)

(中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等は高齢化し、介護サービスの需要も年々増加しているが、言葉の問題や生活習慣の違いなどから、介護サービスの細かい内容について要望を伝えることができないことや、事業所職員や周りの利用者等とのコミュニケーションが取れないことなどにより、希望する介護サービスを受けられない等の状況にある。これらの問題を解消するため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特性を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター(仮称)」を配置する。
- 2 介護事業所や中国残留邦人等の居宅を訪問し、中国語による語りかけを行うボランティア「生活・介護支援サポーター(仮称)」を同センターに登録する仕組みを設ける。

【事業のイメージ】



(参考3)

支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能(要協議)。

(参考4)

公営住宅の住替え関係(参考通知)

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日付け国住備第57号住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

## (参考5) 地域生活支援事業の実施状況等

### 1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療機関・介護施設への派遣	91.6%	95.2%	95.1%
関係行政機関への派遣	3.8%	2.6%	3.0%
その他の派遣	4.6%	2.2%	1.9%
派遣回数	13,889	15,497	16,602

### 2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支援給付受給世帯数	4,599	4,509	4,402
支援・相談員配置人数	407	399	402

※支援給付受給世帯数は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」における月平均

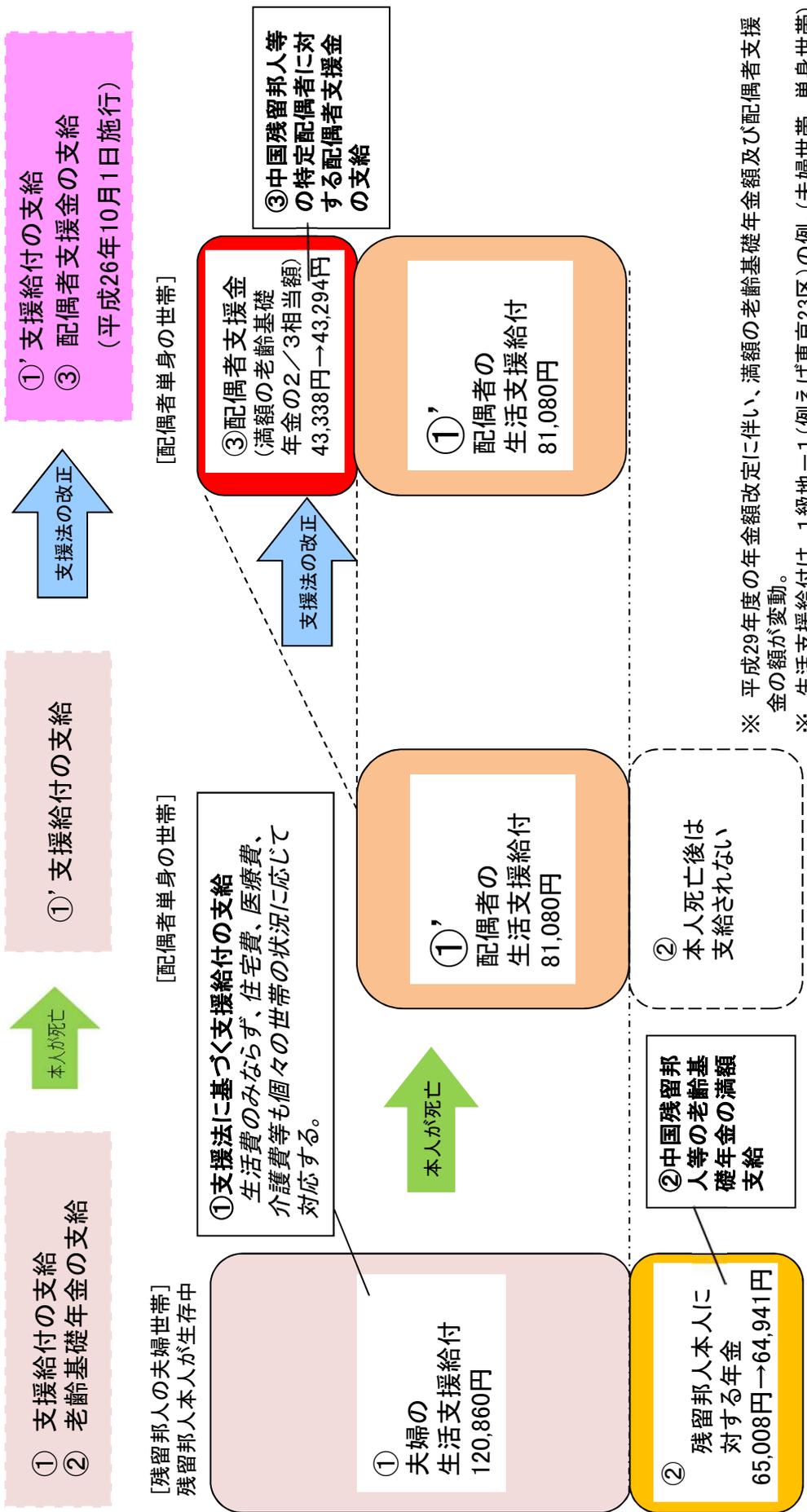
### 3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

事業内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域住民に対する 広報活動事業	13	12	11
地域で実施する日本語 交流事業の支援	58	58	57
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	66	65	61
自立支援通訳派遣事業	89	86	88
交通費・教材費の支援	144	146	134

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

## 第6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）

中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支援給付に加えて、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分2相当額）を支給する。（平成26年10月1日施行）  
 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）



※ 平成29年度の年金改定に伴い、満額の老齢基礎年金及び配偶者支援金の額が変動。  
 ※ 生活支援給付は、1級地—1（例えば東京23区）の例。（夫婦世帯、単身世帯）

## 第7 中国帰国者支援・交流センター一覧

平成29年1月31日現在

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	平19. 8. 1
首都圏中国帰国者支援・交流センター(※)	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区槿木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-39 ランディックビル大名6・7階	平16. 6. 1

※ 埼玉県所沢市に設置していた中国帰国者定着促進センターは平成28年3月末に閉所し、平成28年4月から首都圏中国帰国者支援・交流センターへ機能を統合

## 第 8 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成29年 1月31日現在

### 1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪 日 人 員	う ち 判 明	判 明 率
第 1 次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第 2 次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第 3 次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第 4 次 (昭58.12)	60	37	61.7
第 5 次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第 6 次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第 7 次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第 8 次 (昭60.9)	135	41	30.4
第 9 次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：( )内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

### 2 訪日対面調査によるもの

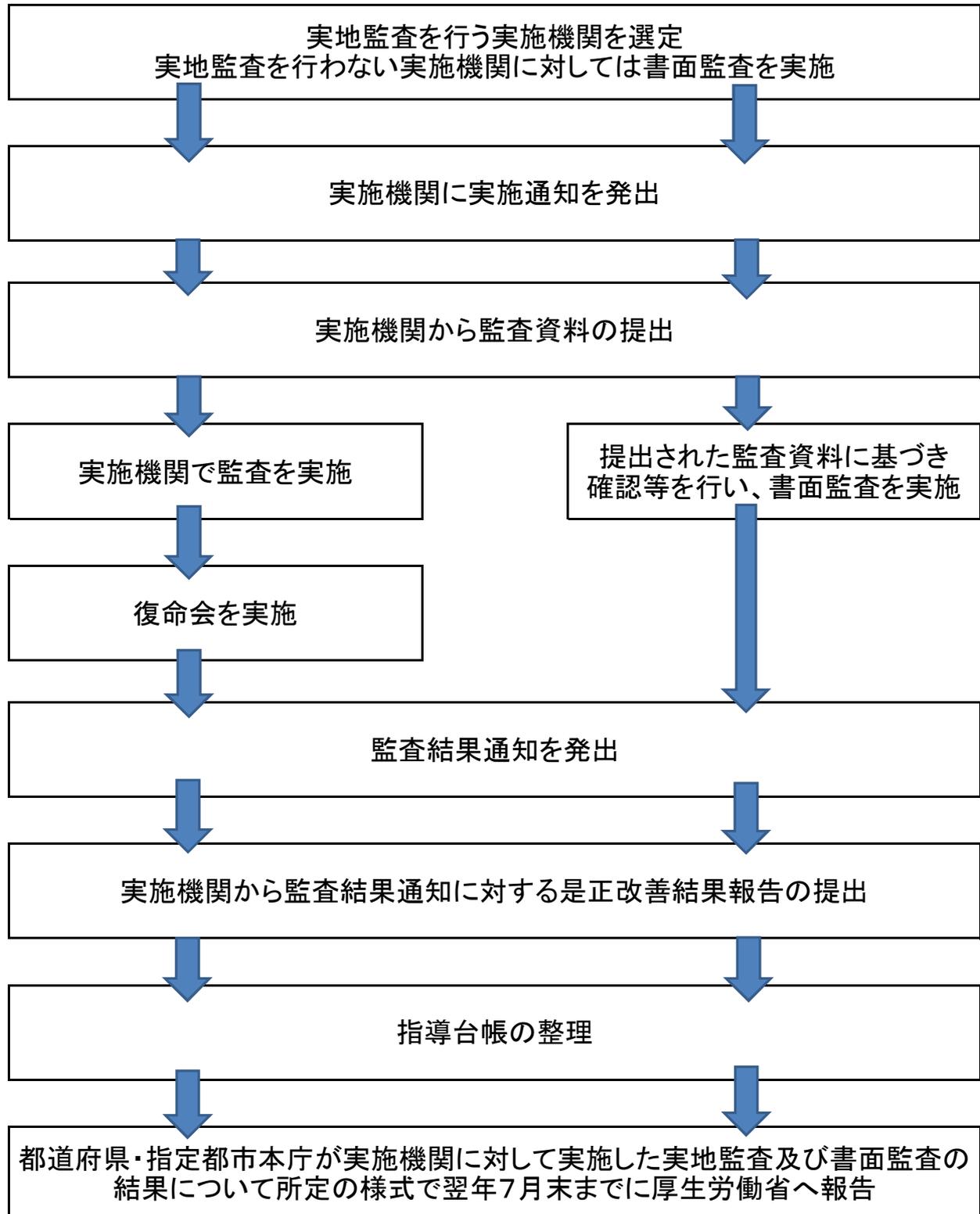
区 分	情報公開人員	う ち 判 明	判 明 率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年度・平成25年度・平成26年度・平成27年度は情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない（平成28年度は今後の実施はない見込）。

## 第9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

### 実地監査

### 書面監査



## 第10 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ

### 実地監査

### 書面監査

